

中小企業の海外進出事業化可能性調査を支援します!

横浜市中小企業海外進出事業化可能性調査(F/S)支援企業募集要項

1. 事業の目的

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）では、海外拠点設立の意欲を持つ市内中小企業を公募し、海外拠点設立等の事業化可能性（F/S）調査の支援を行います。横浜ビジネスエキスパートを活用した調査計画作成支援と、調査実施に関する対象経費の助成金交付（2/3 以内、最大 50 万円）と合わせ、1 社最大 75 万円の支援をします。

F/S（フィージビリティ・スタディ）

海外進出を検討する場合に、自社で計画した事業等が実現可能か、実施することで投資採算が取れるか等を多角的におこなう調査

横浜ビジネスエキスパート IDC に登録している外部専門家

2. 実施主体

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）

3. 支援対象事業

申請から 3 年以内に海外拠点設置するため、検討に必要な調査事業等

- (1) 工場・生産拠点等設定点等の現地法人設立
- (2) 部品調達拠点、営業・サービス拠点等の現地法人設立 ※詳細はお問い合わせください。

海外展開経験の少ない中小企業が、自社単独で海外進出事業計画を作成することは、経験や情報不足の点から困難です。そこで、海外ビジネス経験が豊富な専門家（横浜ビジネスエキスパート等）が、国内での予備調査と海外現地調査に同行した支援を行います。

4. 支援内容

- (1) 海外進出計画策定の支援（最大 25 万円）
海外ビジネス経験の豊富な横浜ビジネスエキスパートが、貴社の海外進出計画について、策定の支援をします。海外進出計画を自社単独で作成が難しい企業でも、横浜ビジネスエキスパートにより計画立案をお手伝いします。（横浜ビジネスエキスパート派遣 4 回以内）
- (2) F/S 調査経費の助成
市場調査、海外調査等に関して対象経費の 2/3 以内を助成します。（1 社最大 50 万円）
 - ① 国内予備調査支援
 - ・市場調査、外国資料の翻訳経費助成等
 - ② 海外現地調査支援
 - ・現地調査への横浜ビジネスエキスパート同行及び現地でのアドバイス（4 日以内）

5. 応募要件・助成対象者

- (1) 応募要件
以下のいずれかを満たす者であり、横浜市法人市民税、事業所税、固定資産税、

都市計画税及び横浜市への債務の滞納の無い者。かつ、調査対象国に駐在員事務所や販売拠点等を有しないこと。

中小企業基本法第2条に定める中小企業者であり、横浜市内に本社を有し、原則として市内で引き続き1年以上事業を営む法人であること。

※いわゆる「みなし大企業」（議決権の2分の1以上を大企業によって保有されているなど、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第2号に該当するもの）については、選定にあたり他の企業を優先することがあります。

(2) 助成対象者

本件事業で想定している助成対象者は以下の通りです。

- ア 海外現地法人設立を希望していること
- イ 海外進出によって、業績の拡大や横浜市内経済への波及効果が見込まれる者
- ウ 海外進出によって業績や国内雇用拡大を実現するために必要な経営基盤及び財務基盤（資金調達力）を有する者

(3) F/S 調査に関する要件

- ア 調査対象国数
1カ国
- イ 海外現地調査の実施回数・人数・期間
現地調査回数：1回まで
助成対象人数：1名（＋横浜ビジネスエキスパート1名同行）
現地調査期間：宿泊費4夜分が上限
- ウ 海外現地調査実施時期
交付決定日～平成29年12月31日（日）

6. 助成対象経費

(1) F/S 調査に係る対象経費

助成対象経費は、F/S 調査に必要な経費として、明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって契約、納品または実施、支払等の金額・時期・内容等が確認できる以下の経費（国内取引に係る消費税額は対象外です。）

助成対象経費	内容
調査委託費	海外進出調査（国内、海外）にかかる専門性の高い市場調査会社等への調査委託費（市場調査及び信用調査） 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、原則、委託する側である助成事業者に成果物等を帰属させる必要があります。契約金額が10万円未満の場合は見積書により金額を明示することで契約書の作成を省略できます。
海外旅費	海外出張費（エコノミークラス普通運賃を上限とする実費） 横浜ビジネスエキスパート海外出張費（エコノミークラス普通運賃を上限とする実費）、現地での移動交通費
宿泊費	宿泊費（1名以内：4夜分が上限）基準を上限とした実費 横浜ビジネスエキスパート宿泊費（1名：4夜分が上限）基準を上限とした実費 ただし、F/S 海外調査に係る最初の日から連続した4夜
賃借料	現地借り上げ自動車代
通訳費	海外現地調査にかかる通訳
翻訳費	海外進出調査にかかる資料翻訳等に要する実費

その他調査に必要な経費	・海外旅行傷害保険 ・海外調査訪問先企業リスト作成費及びアポイントメント取得費 依頼内容、金額等が明記された契約書を締結する必要があります。契約金額が 10 万円未満の場合は見積書により金額を明示することで契約書の作成を省略できます。
-------------	---

※以下の経費は助成対象となりません。

- 人件費
- コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料
- 電話料金、インターネット利用代金
- 国内交通費
- 営業ツール(パンフレット、DVD 等) 制作費
- 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 本助成金の申請にかかる書類作成代行費用等
- パスポート申請、ビザ申請の費用
- 予防注射代の費用
- 海外現地訪問先等へのお土産の費用
- 海外旅費及び宿泊費についての支出額のうち、基準の限度額を超過する分（海外旅費：エコノミーノーマル運賃を上限 宿泊費：別表 1 の基準を上限とします。）
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と IDEC が判断する経費

(2) 横浜ビジネスエキスパート派遣

海外ビジネス経験の豊富な専門家（横浜ビジネスエキスパート）を、貴社の海外進出計画の作成とブラッシュアップ支援のために、IDEC が無料で派遣します。（国内予備調査、事後フォロー合計 4 回以内）

海外現地調査に同行 4 日間分までの謝金は IDEC が負担します。

※海外旅費、宿泊費については、助成対象経費に計上してください。

(3) 助成対象経費全般にわたる留意事項

- ア 助成金額を除く 1/3 の経費は、企業にてご負担いただきます。
- イ 旅費及び宿泊費の支出額は、基準上限額があります。
- ウ 本事業で発生する(1)の対象経費の 2/3 以内を助成します。1 案件あたりの助成限度は、助成対象経費 75 万円の 2/3 以内である 50 万円で、IDEC が認める額とします。
- エ 助成金は、IDEC の本事業に関する予算額を限度に交付します。

(4) 助成対象期間

交付決定日～平成 30 年 1 月 31 日（水）

※ただし、平成 30 年 1 月 31 日（水）までに支払を完了し、領収書を入手すること。

7. 申請手続きとスケジュール

(1) 申請手続き

ア 海外進出支援申込書

海外進出支援申込書をご提出いただきます。

海外進出支援申込書受付後、IDEC 職員と横浜ビジネスエキスパートによるヒアリングを行います（1～3 回）。※助成金申請の条件となります。

イ 助成金申請締切

助成金を希望する企業は、IDEC 職員と横浜ビジネスエキスパートによるヒアリングを受けた後、助成金交付申請書をご提出いただきます。

締切：平成 29 年 6 月 5 日（月）【17 時必着】※郵送・宅配便によるか、直接ご持参ください。電子メール、FAX による応募は認められません。

ウ 助成金申請書類

以下を申請書類提出先に提出してください。

- ① 助成金交付申請書（助成金交付要綱 様式 1）

- 海外拠点設置計画概要（別紙 1）
収入支出計算書（別紙 2）
暴力団排除に関する誓約書（別紙 3）
② 直近 3 年度分の決算関係資料
（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、人員表）
③ 直近 1 年分の法人市民税・事業所税・固定資産税及び都市計画税の納税証明書
（法人市民税が非課税の場合は非課税証明書）
④ 同意書（様式 2）
⑤ 非課税確認同意書（事業所税・固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合）（様式 3）
⑥ 他の助成金申請等の確認書（様式 4）
⑦ 法人概要、その他 IDEC が必要とする書類
※必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出資料の返却はしませんので、必ず控えをとってください。
- (2) 申請書類提出先及び問い合わせ先
公益財団法人横浜企業経営支援財団 国際ビジネス支援担当
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23
横浜メディア・ビジネスセンター 7 階
電話（045）225-3730
問い合わせ対応時間：9：00～12：00、13：00～17：00（平日のみ）
※上記以外では対応できませんので、ご了承ください。
- (3) 応募件数
同一者の応募は 1 件とします。

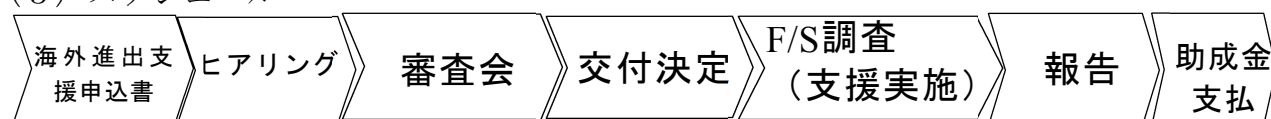
8. 助成対象者の決定について

- (1) 助成金審査・選考
審査・選考は、資格要件等及び事業内容等について、外部有識者を含む審査会において、総合的に判断して採否を決定します。審査は提出書類等による書面審査により行われますので、提出書類に不備のないように十分ご注意ください。
なお、書面審査の段階において、申請内容の確認や採否の判断とすべく、必要に応じて応募企業の代表者等との間でヒアリングや追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (2) 審査のポイント
ア 主体性（海外進出への取組体制）
・海外進出に対する意欲は高いか
イ 具体性（海外進出の趣旨・目的、事業内容等）
・海外進出の目的は何か（生産拠点、販売拠点等）
ウ 実現可能性
・海外進出するための社内体制や財務状況はどうなっているか
エ 将来性（海外進出による事業発展）
・海外進出による事業発展性は高いか
・横浜本社への利益還元見込みはどうか
オ その他（市内経済への還元）
・横浜本社体制への影響
- (3) 結果の通知
結果及び助成金交付額については、文書にて申請者連絡担当者宛に通知します。
なお、交付となった場合は、原則として、事業者名、代表者名、住所、助成金額を公表します。
※可否の理由についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。
- (4) 実績報告と助成金の支払い
F/S 調査を完了したとき、1 ヶ月以内に実績報告書（様式 10）に領収書の写し（支払い完了を証明する証憑）等を添えて提出してください。実施内容や経費の支出内容

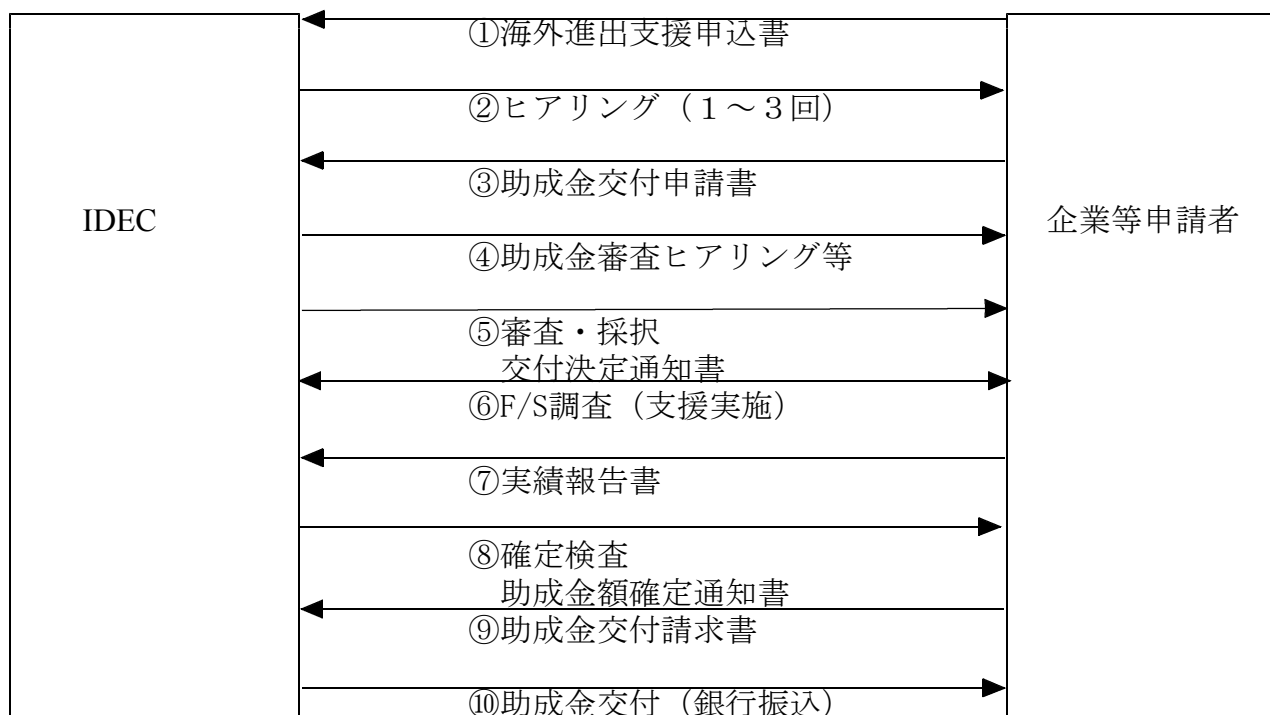
等を確認したうえで助成金の交付額を確定し、通知します。助成金交付請求書(様式 14)にもとづき、助成金を支払います。ただし、実績報告書は下記日時までに提出してください。

実績報告書最終提出期限：平成 30 年 1 月 31 日（水）【17 時必着】

(5) スケジュール



< 手続きの流れ >



(6) 注意事項

次の団体は、支援の対象となりません。

- ・ 応募企業の役員が暴力団等の反社会的勢力である、または反社会勢力との関係を有する。また、反社会勢力から出資等の資金提供を受けている。

9. お問い合わせ先

ご不明な点などがありましたら、下記へお問い合わせください。

公益財団法人横浜企業経営支援財団 (IDEC) 国際ビジネス支援担当
〒 231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7 階
TEL (045) 225-3730 E-Mail : global@idec.or.jp URL : <http://www.idec.or.jp/kaigai/>

10. 注意事項

- (1) 当該助成金は、主に市民や事業者の皆様にお納め頂いている市税を原資としています。効率的で適正な事業実施によりご活用頂くようお願い致します。
- (2) 不適正な事実が判明した場合は、助成金交付決定の全部または一部を取り消す場合があります。助成金の額が確定し、交付された後に判明した場合も同様です。
- (3) 助成金の交付決定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、当該助成金を返還していただくことになります。また、助成金の交付された日から返還される

までの間、年 10.95%の割合で計算した加算金を、併せて納付していただくことになります。

11. 別表等

【別表1】海外現地調査宿泊費基準

		指定都市	甲	乙	丙
宿泊料（円／泊）		22,500	18,800	15,100	13,500
	北米	ロサンゼルス、 ニューヨーク、 サンフランシスコ、 ワシントン	○		
	西欧	ジュネーブ、ロ ンドン、パリ	○		
	東欧	モスクワ		○	
	中近東	アブダビ、ジッ ダ、クウェート、 リヤド	○		
	東南アジア 韓国、香港	シンガポール		○	
	南西アジア 中国				○
	中南米				○
	大洋州			○	
	アフリカ	アビジアン			○

海外進出支援申込書

申請日:平成 年 月 日

1. 企業概要				
企業・団体名称				
代表者役職				
代表者氏名				
本社所在地				
設立年月日				
資本金				
従業員数				
売上高(直近決算)				
事業内容				
主要製品・サービス				
担当者所属・役職				
担当者氏名				
電話番号				
FAX 番号				
E-Mail				
URL				
業種(産業分類)				
大企業による議決権の保有(割合)				
自社工場の有無				
海外拠点の概要	国名	事業内容	人員	
※現在保有している拠点についてご記入ください。	-----	-----	-----	
経営理念、ビジョン、事業目的等				
2. 海外進出計画				
海外進出計画の概要				
進出対象国				
本計画で取り扱う製品・サービス等				
海外進出の目的・理由				
海外進出の形態	☐ 製造拠点(工場等)設立 ☐ 営業拠点・サービス拠点設立 ☐ 部品・部材調達拠点設立 ☐ その他拠点設立()			
海外進出スケジュール	平成29年度	平成30年度	平成31年度	以降
海外進出体制と人員	代表者 責任者 担当者			
海外進出後の横浜本社の体制				

3. 自社の経営状況	
自社の強み、製品等のアピールポイント	
自社の強みについての具体的な根拠等	
自社の経営課題	
海外進出が上記課題解決に対してどのように寄与するか	

(様式 1)
平成 年 月 日

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 牧野 孝一 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

海外進出支援事業事業化可能性調査助成金交付申請書

海外進出支援事業事業化可能性調査助成金の交付を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業に要する経費の額
- 3 助成対象経費の額
- 4 助成金交付申請額
- 5 助成事業の開始及び完了予定日
平成 年 月 日 ～ 平成 30 年 1 月 31 日

(注 1) 交付申請書に次の算式を明記すること。

助成金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝助成金額

(注 2) 本様式は、日本工業規格 A 4 版とすること。

【添付資料】

- 1 海外拠点設置計画概要 (別紙 1)
- 2 経費明細書 (別紙 2)
- 3 暴力団排除に関する誓約書 (別紙 3)
- 4 申請者の直近 3 年度分の決算関係資料
(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、人員表)
- 5 直近 1 年分の法人市民税・事業所税・固定資産税及び都市計画税の納税証明書
(法人市民税が非課税の場合は非課税証明書)
- 6 海外進出支援事業事業化可能性調査助成金交付申請に係る同意書 (様式 2)
- 7 非課税確認同意書 (事業所税・固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合) (様式 3)
- 8 他の助成金等申請等に関する確認書 (様式 4)
- 9 法人概要、その他理事長が必要と認める書類

海外拠点設置計画概要(F/S調査支援用)

申請日:平成 年 月 日

1. 企業概要				
企業・団体名称				
代表者役職				
代表者氏名				
本社所在地				
設立年月日				
資本金				
従業員数				
売上高(直近決算)				
事業内容				
主要製品・サービス				
F/S担当者所属・役職				
F/S担当者氏名				
経営理念、ビジョン、事業目的等				
2. 海外進出計画				
海外進出計画の概要				
進出対象国				
本計画で取り扱う製品・サービス等				
海外進出の目的・理由				
海外進出の形態	☐ 製造拠点(工場等)設立 ☐ 営業拠点・サービス拠点設立 ☐ 部品・部材調達拠点設立 ☐ その他拠点設立()			
海外進出スケジュール	平成29年度	平成30年度	平成31年度	以降
海外進出体制と人員	代表者 責任者 担当者			
海外進出後の横浜本社の体制				
3. 自社の経営状況				
自社の強み、製品等のアピールポイント				
自社の強みについての具体的な根拠等				
自社の経営課題				
海外進出が上記課題解決に対してどのように寄与するか				

4. F/S調査の目的等					
F/S調査を実施する目的					
進出対象国・地域及び調査実施時期					
進出対象国・地域の選定理由(1カ国)					
進出のメリット					
進出のデメリット					
海外展開経験の有無					
これまで自社で取り組んだ海外進出に関する調査等					
5. F/S調査計画					
調査計画の概要 (国内予備調査、海外現地調査等)		国内予備調査			
		海外現地調査			
調査実施体制 (該当者の氏名を記入してください)		☐ _____ (代表者) ☐ _____ (責任者) ☐ _____ (担当者) ☐ _____ (専門家等)			
調査スケジュール		時 期	内 容		
国内予備調査					
海外現地調査					
6. 投資計画等					
海外売上・利益計画		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
海外	売上高	円	円	円	
	目標営業利益	円	円	円	
	従事する人員数()内は日本人数	人()人	人()人	人()人	
投資計画		投資内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度
海外	設備投資		円	円	円
	人件費		円	円	円
	その他		円	円	円
	合計		円	円	円
国内売上・利益計画		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
国内	売上高	円	円	円	
	目標営業利益	円	円	円	
	従事する人員数	人	人	人	
資金調達の方法		☐ 自己資金のみ ☐ 金融機関借入のみ ☐ 自己資金と金融機関借入 ☐ その他			
横浜経済への波及効果					

収入支出予算書

1 経費配分内訳

(単位:円)

内 容	※全体額 助成事業に 要する経費 (A)	左のうち、 国内取引に 係る消費税 額(B)	差引額 (A-B)	※助成対 象経費(C)	助成対象 額 (C) × 2/3	摘要(積算 内訳等)
調査委託費						
海外旅費						
(うちエキスパート分)						
宿泊費						
(うちエキスパート分)						
賃借料						
通訳費						
翻訳費						
その他						
合計額				※1	※2	

【助成金交付申請額】

(注1)【助成金交付申請額】欄に記載する額(※2)は、同欄左の助成対象経費合計額(※1)の3分の2以内とし、50万円を上限としてください。(千円未満切り捨て)

(注2)助成対象となる経費は、助成金交付決定日から理事長が指定する日(平成30年1月31日)までに支出額が確定する経費とします。交付決定日前に支出したものは、助成対象にはなりません。

(注3)国内消費税は対象外とします。

2 資金調達内訳

区 分	助成事業に要する経費(円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金 (うち親会社等からの借入)		
助成金交付申請額		
そ の 他		
合 計 額		

3 助成金要望額の手当方法 (上記2の助成金要望額の手当方法)

区 分	※助成金交付申請額相当額 (円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金 (うち親会社等からの借入)		
そ の 他		
合 計 額		

※助成金は事業終了後の払いとなるため、助成金相当額の資金を手当する必要があります。

平成 年 月 日

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 牧野 孝一 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

暴力団排除に関する誓約書

海外進出支援事業事業化可能性調査に参画する全ての者は、下記の（１）から（５）までのいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、助成金の交付取消・返還等、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

記

海外進出支援事業事業化可能性調査の助成金交付を受ける者として不適当な者

（１）横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

（２）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実があると認められる者

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（４）役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

平成 年 月 日

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 牧野 孝一 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

海外進出支援事業事業化可能性調査助成金交付申請に係る同意書

海外進出支援事業事業化可能性調査助成金交付要綱第8条の規定に基づき、助成金交付の申請をするにあたり、以下の項目について確認のうえ、同意いたします。

1 取引実施の判断について

本事業を利用した取引等は自社の判断と責任のもとに行っていただきます。横浜企業経営支援財団及び専門家による情報提供・助言等に関し、横浜企業経営支援財団及び専門家は、貴社に損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。横浜企業経営支援財団及び専門家が国内外で提供した助成金交付申請者の情報等が不正に使用された場合も同様とします。

2 支援対象外費用

本事業による支援を受けるために企業側で必要な交通費、通信費などの費用、展示商談会出展費用、資料作成費、追加設備・装飾費、関税その他諸税、海外旅費、滞在費における本事業による助成を超える額及び助成対象以外の一切の費用は企業の負担とします。

3 報告義務

助成事業者には、支援期間中及び支援終了後に、事業に関連した報告書類を提出していただくことがあります。

4 アンケートの実施

より良い事業とするため、助成事業者を対象としたアンケートを実施いたします。

5 企業名等の公表

助成事業者の概要（企業名・代表者名・所在地など）、支援内容の概要等について、横浜企業経営支援財団が公表することがあります。

(様式3)

(※下記の税につき非課税の場合のみ提出してください)

非課税確認同意書

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 牧野 孝一 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

該当の有無 (非課税の場合は○)	税目
	事業所税
	固定資産税及び都市計画税

※法人市民税については、非課税の場合は「滞納が無い証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。
また、上記税目について、滞納が無いことを確認するため、本様式に記載された情報を、横浜市財政局税務課に照会することについて同意します。

事業所名	所在地

※横浜市内に所在するすべての事業所（事務所、店舗、工場など）について記載してください。

※記載欄が不足した時は、適宜追加してください。

平成 年 月 日 (様式4)

他の助成金等申請等に関する確認書

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 牧野 孝一 様

会社名
住所
代表者氏名

印

平成 年度海外進出支援事業事業化可能性調査助成金の交付決定通知受領にあたり、他の助成金等申請等について、下記に相違ありません。

1 他の助成金等の 交付対象となっている かどうか	☐ 1 対象となっていない。 ☐ 2 対象となっている。(助成金交付が決定されている。) (2に該当する場合は、当助成金は対象となりません。)
2 他の助成金等に 申請しているかどうか	☐ 1 申請していない。 ☐ 2 申請している。 (申請助成金等の名称：) 例：ジェトロ 新興国進出個別支援サービス 中小機構 FS支援事業
3 上記2の他の助 成金等に申請し、交 付対象となった場合	どちらを選択するか記入してください。 ☐ 1 他の助成金等 ☐ 2 当助成金

※他の助成金等とは、FS（フィージビリティ・スタディ、事業化可能性調査）を目的とするもので、助成金、現物給付、コンサルティングなどの支援を意味します。